



平成24年8月作成

北陸信越運輸局新潟運輸支局

自家用自動車の適正使用について

自家用自動車の使用に対する法規制の趣旨は、使用の態様が自家用自動車の範囲を逸脱して輸送の秩序を攪乱することを防止することにあります。

以下に自家用自動車の使用に関する基本方針を示しますので、これを参考に適正な使用について努められるようお願いします。

1. 自家用自動車は、原則として次の行為は出来ません。

- (1) 「有償で」運送する行為（道路運送法第78条）
- (2) 「有償で」貸し渡す行為（道路運送法第80条）

※ 災害のための緊急を要するとき等を除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けることが必要です。

2. 自家用自動車を使用するという場合の「使用」とは、次のことをいいます。

- (1) 自己の欲求充足のために主体的な立場において自動車を運行の用に供すること。
- (2) 自動車の管理も併せて行うことを常態としていること。

※ 「自動車の運行を単に利用するにとどまる場合」及び「他人の従業者として自動車の運転に従事するにすぎない場合」は、“自動車を使用する”には該当しません。

3. 宿泊施設、飲食店、企業及び団体などが保有する自家用自動車の適正な使用について

上記1. 2を踏まえて、以下の要件に該当することが必要です。

- (1) 宿泊者、利用者、従業員、会員等の「送迎のための輸送」であること。

※ 送迎のための輸送とは、当該施設への到着又は当該施設からの出発のために当該施設の最寄りの駅又はこれに準ずる場所と当該施設との間で行われる輸送をいいます。

- (2) 「サービスの提供の一環」として行われるものであること。

※ サービスの提供の一環とは、宿泊、飲食等などの「本来的なサービス提供と輸送が密接不可分」で、その「業務過程の中に包摂」され、「輸送が独立性を有しないもの」とあるということを意味します。

- (3) 送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな利用料金（宿泊料、飲食料等）の差がないこと。
- (4) ガソリン代等の実費を含め、送迎に係る輸送の対価を収受していないこと。

4. 自家用自動車の不適切な使用事例

- (1) 自己施設を利用しない者（客）を運送すること・・・3. (1) 関係
- (2) 最寄りの駅又はこれに準ずる場所を超える遠方への送迎など“過剰なサービス”を行うこと・・・3. (1) 関係
- (3) 自己の用務（自家需要）と関係ない送迎を行うこと・・・3. (2) 関係
- (4) 送迎の有無によって、同じ料金でも提供するサービス（部屋や料理のグレード）に違いがある場合・・・3. (3) 関係

※ 上記の例示は、一般的なものです。

これ以外でもケースによって不適切な形態がありますので、判断出来ない形態は下記問い合わせ先にご相談下さい。

【参考】道路運送法

(有償運送)

第78条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- ① 災害のため緊急を要するとき。
- ② 市町村、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- ③ 公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(登録)

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(有償貸渡し)

第80条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

- 2 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似している場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

お問合せ

北陸信越運輸局 新潟運輸支局

輸送・監査部門

〒950-0961 新潟市中央区東出来島 14-26

tel 025-285-3124 fax 025-285-0473